

#### 1 鳥獣保護区の概要

(1)鳥獣保護区の名称 仲里鳥獣保護区

#### (2)鳥獣保護区の区域

沖縄県島尻郡久米島町所在民有林1林班い及びろの各準林班の一部の区域、2林班は準林班の一部の区域、3林班ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る及びわの各準林班の区域並びに4林班い準林班の一部の区域及び準林班の区域。

#### (3)鳥獣保護区の存続期間

平成 27年11月15日から平成47年10月14日まで(20年間)

#### (4)鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (5)鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、久米島町北東部の海岸沿いに位置し、平地部には農耕地、丘陵部には 広葉樹林が広がり、ほとんどが県立自然公園地区に、一部がキクザトサワヘビの生息 地等保護区管理地区に重なる。

このような自然環境を反映して、国指定天然記念物のカラスバトや国内希少動植物種のハヤブサを始めとする希少な鳥獣類が確認されている。

このように、当該区域は、希少な鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は、昭和45年3月に比屋定鳥獣保護区として指定され、昭和50年に拡大とともに特別保護地区を除外し名称を仲里鳥獣保護区と改めた。その後、昭和60年、平成7年に更新されている。

#### 2 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1)保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、 関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

#### 3 更新の理由

当該区域は国指定天然記念物のカラスバトや国内希少動植物種のハヤブサなど、希少な鳥類の生息地となっている他、リュウキュウコノハズクやヤマシギなど森林性鳥類の生息地となっていることから、これらの鳥獣の保護繁殖を図るため。

#### 4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 245 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 120 ha 農耕地 115 ha 水 面 ha その他 10 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体有地 120 ha 市町村有地等 120 ha

私有地等 125 ha 公有水面 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域

自然公園法による地域

245 ha

特別保護地区

- ha

(久米島県立自然公園)

特別地域

245 ha

普通地域

ha

文化財保護法による地域 - ha

#### 5 更新する区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該地域の概要

#### ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は沖縄県久米島町の北東部海に位置し、海岸、後背のサトウキビ耕作地、山地からなる。保護区のほとんどは県立久米島自然公園の普通地区と重なっており、南部の山地部はキクザトサワヘビの生息地等保護区と重なっている。

#### イ 地形、地質等

当該区域の地形は、南側は宇江城岳の北側斜面にあたり丘陵地、段丘崖となっており、北側は海に面し完新世さんご礁面、海浜となっている。

表層地質は、宇江城岳の北側斜面は宇江城安山岩類からなっており、山すその一部が島尻層群泥岩・泥岩、海岸低地は沖積層からなっている。また、土壌は宇江城岳の北側斜面は細粒、完成塩基系の暗赤色土壌、海岸低地は細粒黄色グライ相、岩石地統に覆われている。

#### ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、宇江城岳の北側斜面の上部はハドノキ - ウラジロエノキ群団(二次林)、ギョクシンカ - スダジイ群集、リュウキュウマツ群落が分布し、海側の段丘斜面にはハドノキ - ウラジロエノキ群団(二次林)の他にアカテツ - ハマイヌビワ群集が分布している。平地には畑雑草群落、海岸にはアダン群団、隆起珊瑚礁植生が分布している。

#### エ 動物相の概要

当該区域でこれまで生息が確認されている鳥類は、サシバ、ハヤブサを始めとする 44 種である。この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトが含まれる。哺乳類はワタセジネズミを始めとする 11 種が確認されており、その中には国内由来の外来種であるイタチが含まれている。

平成 25 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、 鳥類 16 科 28 種であり、哺乳類は2 科 2 種であった。

### (2)生息する鳥獣類(平成25年度調査結果)

### ア 鳥類

	目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	
			アオサギ	
	タカ目	タカ科	ミサゴ	NT
			ツミ	
			ノスリ	
			サシバ	V U
		ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	V U、国内希少
			チョウゲンボウ	
	ツル目	ミフウズラ科	ミフウズラ	
	チドリ目	シギ科	キアシシギ	
			イソシギ	
			ヤマシギ	
	ハト目	ハト科	カラスバト	国天、N T
			キジバト	
	フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク	
			アオバズク	
	スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ	
		セキレイ科	キセキレイ	
		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	_
		ウグイス科	ウグイス	_
			メボソムシクイ	
			セッカ	
		ツグミ科	ジョウビタキ	_
			イソヒヨドリ	
		メジロ科	メジロ	
		 カエデチョウ科	シマキンパラ	
		ハタオリドリ科	スズメ	
		カラス科	ハシブトガラス	
合計	7 目	16科	28 種	

### イ 哺乳類

	目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
	コウモリ目	オオコウモリ科	オリイオオコウモリ	
	ネコ目	ネコ科	ノネコ	_
合計	2 目	2 科	2種	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002 年7月、環境 省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物 特天:国指定特別天然記念物

レッドリスト (平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト (平成 24 年環境省)(イ哺乳類)

CR: 絶滅危惧 A類、EN: 絶滅危惧 B類、VU: 絶滅危惧 類

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内

希少種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際

希少種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による

特定外来生物

3 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

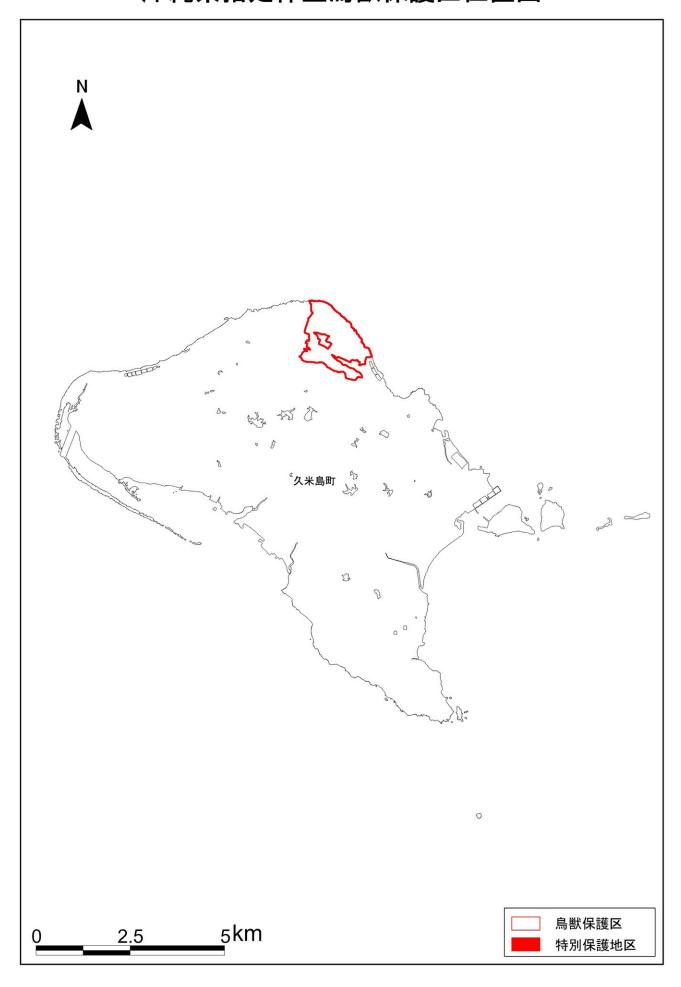
6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

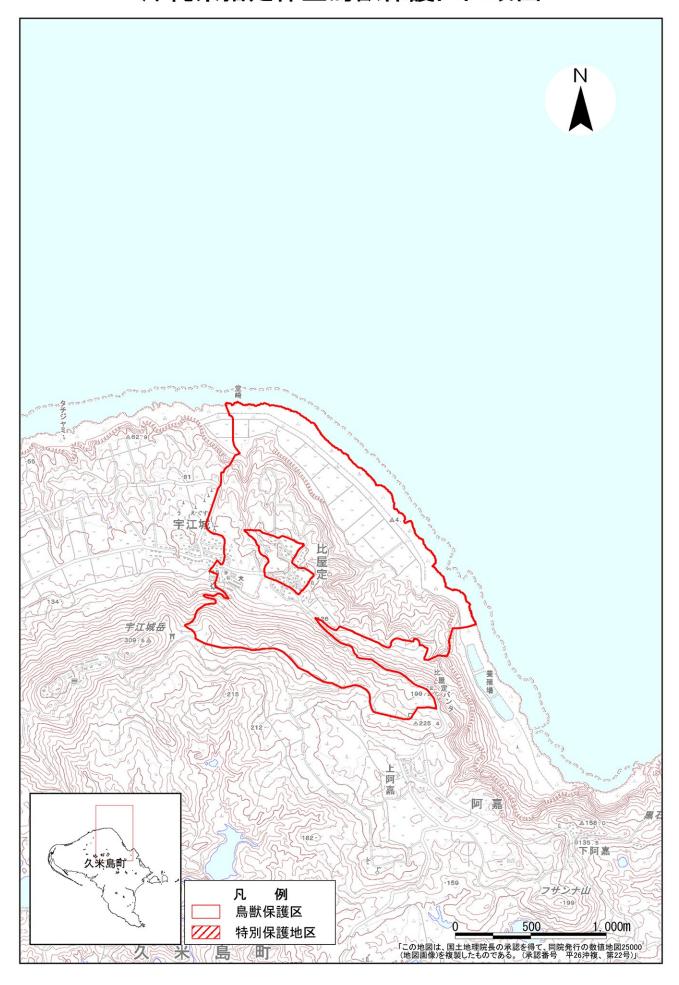
7 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区制札 2 本

# 沖縄県指定仲里鳥獣保護区位置図



# 沖縄県指定仲里鳥獣保護区区域図



## 沖縄県指定仲里鳥獣保護区区域説明図

